

## 飼養衛生管理基準における大臣指定地域の考え方

### 1. 大臣指定地域とは

家畜伝染病の病原体が野生動物に感染したことが確認された場合に、確認された家畜伝染病の性質及び同病に感染する動物の分布状況を総合的に検討し、家畜での発生リスクが高まっていると判断した場合、農林水産省告示で示す地域であり、当該地域に所在する農場はそのリスクの高まりに応じて追加的に防疫措置を講じる必要がある。

### 2. 大臣指定地域の対象範囲の考え方

#### (1) 対象疾病

伝播力が強く、飼養衛生管理の取組強化により、野生動物からの発生リスクをより低減させる必要のある口蹄疫、CSF及びASFを対象疾病とする。

なお、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザは、野鳥が感染源として想定されるが、野鳥の飛来範囲は日本全土に及ぶことから、対象疾病にはせず、平時からの対策を基本とし、追加的に防疫措置を講じる仕組みは設定しない。

#### (2) 対象地域

国は、①野生動物における対象疾病の感染状況、②農場周辺の環境要因(野生動物の生息状況、周辺農場数、家畜の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況)を考慮し、病原体に感染した野生動物から家畜への感染のリスクが高い地域を、対象地域として決定する。(ただし、都道府県は、野生動物の生息状況及び諸島、都市部等の地理的要件により指定する必要がないと判断する市町村を動物衛生課と協議の上、除くことができる。)

#### (3) 対象農場

家畜伝染病予防法及び同法施行令に規定による(1)の対象疾病の対象家畜を飼養する農場とする。

以上